

# 観光庁の新設(平成20年10月)について

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題

観光立国推進基本法の成立(平成18年12月)

観光立国推進基本計画の閣議決定(平成19年6月)

国際相互理解の増進

地域経済の活性化

国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組む体制が必要

観光立国推進基本計画において、国は、必要な施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体・民間の取り組みを支援するとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信する役割を担うこととされている。

観光立国推進基本計画を閣議決定した政府は、観光立国推進基本計画に定められた観光立国に関する数値目標を実現する責務を負う。観光庁の設置は、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議においても明記されている。

諸外国に対して

我が国が国を挙げて観光立国を推進することを発信するとともに、観光交流拡大に関する外国政府との交渉を効果的に行うことが必要。

対外関係において交渉を強力に推進する体制が必要

関係省庁に対して

国土交通省が観光立国に関する数値目標の実現にリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行うことが必要。

政府部内で強力な調整・推進機能を発揮する体制が必要

地域・国民に対して

政府が一体となって「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組むことを発信するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援することが必要。

政府部門の相談窓口が一元化・明示されていることが必要

国土交通省に観光庁を設置し、観光立国を総合的かつ計画的に推進

観光庁の長官は、大臣に準じた、局長より一段上の位置づけ。長官をヘッドにリーダーシップを発揮。地方運輸局等現場に近い充実した地方組織を活用して観光振興の施策を的確に推進  
観光庁の組織・定員は、国土交通省内におけるスクラップ・アンド・ビルドによる。  
今通常国会に「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を提出、本年4月25日に成立。